

大正期における高等女学校の制度的 改革論議に関する一考察 —全国高等女学校長会議を中心に—

姜 華

はじめに

本論文は、1910年代初頭から1930年頃までの間に開催された全国高等女学校長会議での議論の分析を中心として、この時期の高等女学校をめぐる制度的改革論議の一端を明らかにすることを目的とするものである。

周知のように、第一次世界大戦後、大正デモクラシーの時代的背景の下で、いわゆる「婦人問題」が社会の注目を集めるようになり、女子中等教育をめぐる状況にも大きな変化が見られた。拙稿で既に指摘したように、このような社会的変化の下で、女子中等教育理念をめぐるのは、従来の良妻賢母教育にとらわれない男女の人間の同等性を強調する主張が見られ、新たな女性像と教育目的との関係が問題とされるようになった¹。また、新たな理念が主張された時代背景の下で、高等女学校教科書の記述にも変化が現れるようになった。例えば、下田次郎の修身教科書では家政や「育児を忽せにしない限り」「職業に従事することは妨がない」²ことであるとの記述が見られた。さらに井上哲次郎の修身教科書では女子の「一生の目的」は「人格の修養発展」³にありといった人格主義、「或る専門の学芸を修めて将来自活の準備をなすことは奨励すべき」⁴との職業の奨励、「婦人をして男子と同等の教育を受けしめ職業に於て均等の機会と待遇とを与へ、家庭に於ても公生活に於ても男子と同一の価値を認め同等の待遇を与ふべし」⁵との男女の平等性を説く記述がなされ、明治期の教科書とは明確に異なる記述が見られたのであった。

上述した新たな女子教育理念の主張や教科書内容の記述の変化とともに、高等女学校の制度面における諸改革を求める声も高まるようになった。すなわち、1900年前後に確立した高等女学校制度やその教育の在り方に対して、高等女学校の理念や制度が時代遅れとの認識が広がり、時代の変化に即した改革をしようとする動きが高等女学校長や女子教育界で強まったのであった⁶。高等女学校の制度的改革をめぐるなされた論議の主要な事項としては、①女子中学校への名称変更、修

業年限の延長などの制度面、②高等女学校における理科思想の重視などといった教育内容の問題、検定教科書問題などの教育内容、③女子の高等教育体系の確立、④その他の事項など、4つに分類することができる。本論文では、このような制度改革論議に着目し、制度改革要求が最も顕著にあられた1914年から1930年にわたって、全国高等女学校長会議で行われた改革論議に焦点をあてて、その内容と特徴を分析する。

本論文に関連する主要な先行研究としては、小山静子の『良妻賢母という規範』（勁草書房、1991年）、水野真知子の『高等女学校の研究』（野間研究所、2009年）などが代表的と言える。論文としては、山本礼子・福田須美子「高等女学校の研究（第三報）—高等女学校長会議を中心に—」（和洋女子大学紀要第28集（文系編））、拙稿「大正デモクラシー期の高等女学校をめぐる改革論議—1925年の全国高等女学校会議を中心に—」が挙げられる。しかし、このような先行研究でも、全国高等女学校長会議でなされた改革論議についての詳細な説明はなされていない。本論文はこのような先行研究を参考にしながら、全国高等女学校長会議の会議録などを分析し、第一次世界大戦後のデモクラシーの高揚や女性の権利獲得や地位の向上をめぐる、いわゆる「婦人問題」が顕在化し、女性観が変化を遂げた時期の高等女学校の制度的改革をめぐる論議内容とその特徴を明らかにすることを課題としている。

本論文の構成としては、最初に1910年代初頭から1930年頃までの間の全国高等女学校長会議の開催状況と主要な諮問事項・協議題目を概観する。次に、全国高等女学校の改革論議について、①名称変更、修業年限の延長などの制度改革、②教育内容の改革、③女子高等教育大系の確立、④その他、に分類して分析する。なお、高等女学校長会議における文部大臣の訓示に分析を加え、大正期における女子中等教育に対する政策的動向の一端も明らかにしたい。

一 全国高等女学校長会議の概観

（一）全国高等女学校長会議の開催状況と主要議題

最初に、1910年代初頭から1930年頃までの間に開催された全国高等女学校長会議の開催状況及び主要な諮問事項と協議題目について概観する。ここでは、水野、山本・福田による先行研究と拙稿を踏まえながら確認する。

水野の研究によれば、全国高等女学校長会議は、1899年5月から1948年までの間に、全国の高等女学校長が集まり、主に女性の教育問題を議論することを目的として開催された会議である⁷。開催主体については、文部省が主催するものと高等女学校長の団体、全国高等女学校長協会主催のものがある。この会議の中で、後の高等女学校長会議の大きな流れを作っていたのは1917年の全国高等女学校長協議会である。1917年の協議会は、当初から高等女学校教育の向上を目指し、制度的見直し、教育内容の充実を主な課題としていた。やがて、1920年に高等女学校長たちが自ら全国高等女学校長協議会を発足させ、湯原元一を理事長とし、東京府下の10名の校長を常務理事とし、他に20名を全国的な理事に任命し、これらの理事により運営されることになった⁸。

全国高等女学校長会議の開催状況をまとめた一覧表は、次のようになる。なお、表中の諮問事項と協議事項については、本論文の課題に関係した事項だけを掲載した。

表1 全国高等女学校長会議開催状況及び主要議題一覧表 (1914年～1930年頃まで)

開催年月日	会議名	主催者	開催地	参加人数
1914 (大正3) 年 10月19日～24日	全国高等女学校長会議及び実科高等女学校長会議	文部省	東京女子高等師範学校	約300名
<p>◎文部省諮問事項：(5項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高等女学校及実科高等女学校ノ生徒ヲシテ一層質実ニシテ且ツ勤勞ヲ好ムニ至ラシムルニ最モ適切ナル方法如何； ◆高等女学校及実科高等女学校ニ於ケル裁縫科並家事科ノ教授ヲシテ一層適切有効ナラシムル方法如何； ◆高等女学校及実科高等女学校ニ於ケル体操科ノ教員ハ男女何レヲ適当トスルカ； ◆高等女学校及実科高等女学校ノ生徒ニ適当ナル遊戯ノ種類如何； ◆高等女学校及実科高等女学校ノ教育ヲシテ一層土地ノ状況ニ適切ナラシメンカ為メニ学科目及毎週教授時数ニ關スル現行ノ規定ヲ改正スルノ必要ナキカ； <p>◎協議事項：(15項目中本論文と関連する主要課題のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現ニ教授セラレツ、アル作法ノ形式ハ何ニ準拠セラレ、乎； ◆実科高等女学校(修業年限四ヶ年)ノ卒業生ニ対シ専門学校入学試験資格ヲ認メシムル様其ノ筋ヘ建議シテハ如何；(続く四項目は実科高女資格に関する件について省略=引用者) ◆現行ノ体操教授要目ハ矯正の運動ニ偏シテ發育の運動ヲ輕視スルノ傾向ナキカ； ◆高等女学校実科高等女学校相互間生徒転学ニ關スル件(以下は省略=引用者)； 				
1917 (大正6) 年 11月10日～12日	全国高等女学校長協議会	協議会	東京女子高等師範学校	163名
<p>◎協議事項：(甲と乙), (「甲」:「5項目」「乙」については省略=引用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高等女学校ハ修業年限五ヶ年ヲ本則トシ土地ノ状況ニヨリ一ヶ年短縮スルヲ得セシムルコトノ可否； ◆高等女学校ヲ修了セル者ニ対シ更ニ進ンデ高等ナル教育ヲ授ケシムル途ヲ拓クノ可否； ◆女子ノ理科思想ヲ一層深カラシムル方法如何； ◆高等女学校ニアリテモ中学校ト同様理科ヲ奨励セラレタキコトヲ建議スルノ可否； ◆時局ノ影響トシテ将来ノ女子教育ヲ如何ニスベキカ； 				
1919 (大正8) 年 10月20日～24日	全国高等女学校長会議	文部省	東京女子高等師範学校	約410人
<p>◎文部省諮問事項：(4項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆時勢ニ鑑ミ高等女学校ノ訓育上特ニ注意スベキ事項如何；◆高等女学校ノ体育ヲ一層適切有効ナラシムル方法如何； ◆理科及家事科ニ關シ最近施設ノ状況如何；◆文部大臣ニ於テ開催スル中等学校教員講習会ニ対シ希望スル事項如何； <p>◎協議事項：(9項目中本論文と関連する主要課題のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆女子高等機関ヲ設クル件；高等女学校ノ修業年限ハ五ヶ年ヲ本体トスル件；◆職員ノ待遇ヲ高メラレタキコト； ◆教科目選択ノ範圍ニ關スル件；◆理科学家事科ノ設備ニ關シ国庫補助ノ件； ◆官立体育学校ヲ急設シ之ニ体育ニ關スル調査機関ヲ附設セラレンコトヲ建議スル件； ◆目下最モ欠乏セル科目ノ中等学校教員養成機関ヲ速ニ拡張セラレンコトヲ建議スル件； ◆教科目及程度並ニ教授時数ニ關スル現行法令改正ノ件；実科高等女学校冠称廃止ノ件； 				
1920 (大正9) 年 11月8日～10日	全国高等女学校長会議並び実科高等女学校長会議	協議会	大阪樟蔭高等女学校	約350名
<p>◎協議事項：(5項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆我国現在ノ生活改善ニ關シ女子教育上特ニ注意スベキ事項； ◆高等女学校ヲ女子中学校ト改称セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト； 				

◆国庫ヲ補給シテ高等女学校教員ヲ海外視察ニ派遣セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト；				
◆私立中等学校ノ職員待遇ノ途ヲ開カレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト；◆全国高等女学校長協会設立ノ件；				
1921 (大正 10) 年 11 月 7 日～9 日	全国高等女学校長会議	協議会	京都市公会堂	約 600 名
◎文部省諮問事項：(1 項目) ◆高等女学校ヲシテ一層女子ノ實際生活ニ適応セシメンガ為特ニ留意スベキ事如何				
1922 (大正 11) 年 5 月 1 日～3 日	全国高等女学校長協議会	協議会	東京女子高等師範学校	約 480 名
◎文部省諮問事項：(1 項目) ◆女子ニ経済思想ヲ養成スルタメ最モ適切ナル方法如何				
◎協議事項：(6 項目)				
◆規定ノ教授総時数ノ範囲内ニ於テ学校長ノ方針ニ随ヒ学科目ノ併合取捨及按配ノ範囲ヲ拡張セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト；				
◆女子高等教育ノ普及ヲ徹底セシメル為速ニ完全ナル学校系統ヲ確立セラレン事ヲ其ノ筋ニ建議スルコト；				
◆中等教員養成ノ機関ヲ拡張スルト同時ニ教員ノ素質ヲ一層優良ナラシムル方法ヲ講ズル様其ノ筋ニ建議スルコト；				
◆同一地方ノ公立学校ガ同程度同規模ナル場合ニハ教員給ノ総額ハ同額タルベキヲ原則トシ高等女学校ノ教員給総額ヲ中学校ノ教員給総額ト同等トナス様右府県ニ要望スルコト；				
◆中等以上ノ男子学校ニ於テ婦人ニ対スル礼儀道德ヲ教授スル様学校長ニ要望スルコト；				
◆現時ノ混乱セル思潮ト生活トニ対シテ生徒ヲ如何ニ善導スベキカ特ニ課外読物ニ対スル学校ノ採ルベキ態度如何；				
1924 (大正 13) 年 5 月 5 日～	全国高等女学校長会議	協議会	奉天尋常高等小学校	約 180 名
◎協議事項：(3 項目)				
◆従前ノ協議ニヨリ建議若クハ要望セル事項中未ダ実現セザルモノヲ速ニ実現スベキ様方法ヲ講ズルコト；				
◆人類ノ平和民族ノ共栄ヲ実現スルタメ女子教育ニ努力改善スベキ事項如何；				
◆震災ニ鑑ミテ女子教育上特ニ考慮スベキ要点如何；				
1925 (大正 14) 年 11 月 5 日～7 日	全国高等女学校長会議	文部省	東京外国語学校	279 名
◎文部省諮問事項：(2 項目)				
◆高等女学校ニ関スル規定中特ニ改正ヲ要スヘキ事項如何；◆高等女学校生徒近時ノ思想傾向ニ関シ特ニ考慮スベキ事項如何				
◎協議事項：(10 項目)				
◆高等女学校生徒ニ行ハシムベキ運動競技ノ種目並程度如何；◆高等女学校ニ於ケル公民教育ノ適切ナル實際方案如何；				
◆高等女学校ヲ中心トセル社会教育ノ適当ナル方案；				
◆高等女学校ノ理科家事科ノ設備ヲ完備スル為国家ヨリ補助セラレタキコト；				
◆高等女学校ノ高等科、専攻科若クハ他ノ上級学校ヘノ入学資格ヲ修業年限四ヶ年ノ高等女学校卒業生ヲ以テ本体内トスルコトニ定メタキコト；				
◆五ヶ年制高等女学校第四学年課程修了生ニ上級専門学校入学資格ヲ与ヘラレタキコト；				
◆各種専門学校ニ女子ノ入学シ得ル制度ヲ設ケラレタキコト；				
◆高等女学校高等科卒業生ニ適当ナル条件ノ下ニ中等教員無試験検定資格ヲ与ヘラレタキコト；				
◆教員検定ニ関スル規程改正ノ件；◆速ニ女子高等教育機関ノ拡張ヲ断行セラレタキコト；				
1926 (大正 15) 年 7 月 30 日～31 日	全国高等女学校長会議	協会議	北海道帝国大学	365 名
◎協議事項：(5 項目)				
◆女子教育振興上左ノ諸項ヲ実行スルヲ目下ノ急務ト認ム；◆高等女学校令施行規則第一条ヲ左ノ通り改正スルノ可否；				
◆高等女学校令施行規則第十六条第一項各学科毎週教授時数表外国語ノ欄ヲ削リ時間数ノ計二十八ヲ二十五トシ第二項以下ヲ左ノ通り改正スルノ可否；				
◆高等女学校ノ授業料、入学科ノ額ヲ定ムルニ文部大臣ノ認可ヲ要セズ開申ニ止ムルコトニ改ムルノ可否；				
◆学校長ガ検定済ノ高等女学校教科書ヲ採用スルニハ地方長官ノ認可ヲ要セズ尚特別ノ事情アル場合ニハ中学校又ハ師範学校ノ検定済教科書ヲ採用スルコトヲ得ルコトトシ共ニ地方長官ニ開申スルニ止ムルノ可否；				

1927(昭和2)年10月27日～29日	全国高等女学校長会議	協議会	日本青年館	550名
◎文部省諮問事項：(1項目) ◆高等女学校生徒ノ家庭ニ於ケル予習及復習ヲ指導スル適當ノ方案如何 ◎協議事項：(14項目中本論文と関連する主要課題のみ) ◆全国枢要ノ地ニ官立女子専門学校ヲ建設セラル、ヤウ建議スルコト； ◆速ニ教授要目ヲ改正シ其訓令タルコトヲ改メ単ニ官報等ニ公示セラル、中止メラル、ヤウ文部大臣ニ建議スル件； ◆高等女学校ノ理科家事ノ設備ニ対シ国庫ヨリ補助金ヲ交付セラル、ヤウ建議スル件； ◆女子ノ高等教員養成ノ途ヲ講ゼラル、ヤウ建議スルノ件；				
1929(昭和4)年6月10日～12日	全国高等女学校長会議	文部省	東京帝国大学	約800名
◎文部省諮問事項：(1項目) ◆女子ノ中等教育ニ関シ改善ヲ要スル事項並ニ其方案如何 ◎協議事項：(8項目中本論文と関連する主要課題のみ) ◆女子高等教育系統ヲ確立シ高等教育機関ヲ増設拡張スルヤウ当局ニ要望スルコト； ◆高等女学校ニ於ケル思想善導ノ方法及宗教心啓発ノ方案如何； ◆高等女学校ニ於ケル運動競技ノ適當ナル種類程度及明治神宮競技ニ出演制限撤廃ノ件； ◆高等女学校ノ教員ノ待遇ヲ向上スベキ点如何中等教員ノ養成法及検定法ヲ改善シ且ツ中等教員ノ資質向上ヲ図ルベキ方案如何； ◆高等女学校用教科書ノ改善上、其ノ内容形式(検定制ヲ含ム)ニ対スル希望要項如何；				
1930(昭和5)年10月8日～9日	全国高等女学校長会議	協議会	台北	500
◎協議事項：(8項目中本論文と関連する主要課題のみ) ◆女子ノ公民的生活ヲ指導スベキ適當ナル方案如何；◆女子ニ海外発展ノ思想ヲ養成スル方案如何； ◆現時代ノ趨勢ニ対シ女子教育上吾人ノ取ルベキ態度如何； ◆速ニ官立女子専門学校ヲ設立セラル、ヤウ其ノ筋ニ建議スル件； ◆速ニ女子教育ノ系統ヲ確立セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト；				

【注1：表1は、文部省普通学務局『全国高等女学校長会議要録』（大空社、1989年）、第5・6・7巻により作成。】

(二) 全国高等女学校長会議における改革論議の全体像

表1に示したように、1914年から1930年にわたって文部省と全国高等女学校長協会の主催により、計11回の全国高等女学校長会議が開かれたことが確認できる。

まず、全国高等女学校長会議のプロセスについて確認する。この会議は、諮問事項、協議事項について審議され、おおそ事項への質問、答申案作成委員による審議、答申案の提示と答申案への質問、答申の決定という過程で審議が行われた。

次に、時代的な流れを把握する意味から、高等女学校長会議における文部大臣の主な訓示内容について検討する。1914年の会議で、文部大臣一木喜徳郎は「国家富強ノ源泉ヲ涵養スヘキ教育ノ振興ヲ促シテ国力ノ充実ヲ図ランカ為メニ男子ニ対スル一般教育ノ改善進歩ヲ策スルト同時ニ女子教育上特性ノ涵養ニ智能ノ啓発ニ身体ノ鍛錬ニ益々適切ナル研究施設ヲ為シ其ノ実績ヲ拳ケンコトヲ期セサルヘカラス」⁹と述べ、国家富強と国力の充実を実現するための女子教育を提唱した。

また1925年の会議では、文相岡田良平は「女子ノ人格ヲ円満ニ養成スルト同時ニ、我ガ婦人ノ古来ノ美德タル貞淑ニシテ節操ヲ重ンズル精神ヲ涵養スル」必要性を強調すると同時に、近時における「女性ノ固有ノ醇風美俗」に悪影響を与える諸思想への警戒をも呼びかけた¹⁰。さらに、1929年の会議では文部大臣勝田主計は、次のように訓示した¹¹。勝田は「我ガ国当今ノ事情ニ照ラン

テ、女子教育ニハ重要ナル意義アルコトヲ信ジ、其ノ発達ヲ冀フト同時ニ、其ノ教育内容ニ対シテ深甚ノ注意ヲ拂フ必要ガアル」と指摘し、奢侈風潮が強い外来思想の影響を避けるための女子生徒の思想善導方案と「女子ノ中等教育全般ニ通ジテ改善」を要するとの主張を示している。このような文部大臣の発言は、それぞれに時代に応じた教育の方向性について明示したものであることが分かる。

続いて、これらの会議で議論された諮問事項や協議事項について概観する。まず、時代的な変化をみると、第一次世界大戦や大正自由教育の影響を受けて、時代の変化に即した新たな論議がなされていた。最初に、第一次世界大戦の影響を見ると、例えば1917年の協議会では「時局ノ影響トシテ将来ノ女子教育ヲ如何ニスベキカ」が議論されている。続いて、1919年の会議では文部省諮問として「時勢ニ鑑ミ高等女学校ノ訓育上特ニ注意スベキ事項如何」が議論され、これに対する答申事項として「世界ノ大勢ヲ理解シ国体ノ観念ヲ一層明確ニシ国家的精神ヲ旺盛ナラシムル事」などがまとめられた。また、国力との観点から女性の理科思想の強化が求められ、1917年の協議事項として「女子ノ理科思想ヲ一層深カラシムル方法如何」が出された。ほかにも、国力の充実・強化という観点から女性の「体育」を重視する事項も見られ、1919年の協議事項では「高等女学校ノ体育ヲ一層適切有効ナラシムル方法如何」が話し合われ、1921年の答申事項では「一層体育ヲ重ンジ実行力ノ増進ヲ図ルコト」とされている。

一方、大正自由教育の影響としては、1921年の会議の文部省諮問事項で「高等女学校ヲシテ一層女子ノ實際生活ニ適応セシメンガ為特ニ留意スベキ事如何」が提案され、さらに答申事項としては「教科目及教授時間ヲ土地ノ状況ト生徒ノ志望トニヨリ増減加除選択シ得ルコト」、「一層実生活ニ適切ナル教材ヲ選択スルコト」、「個別的取扱ニ留意シ自学自治ノ良風ヲ養フコト」、「実験実習ヲ重ンジ之ニ必要ナル設備ノ充実ニ努ムルコト」などの方向が示された。

さらに、1922年の協議会では「女子ニ経済思想ヲ養成スルタメ最モ適切ナル方法如何」など、実際の生活場面で活用できる教育への転換を求める動きが現れ、同時に法制経済・経済思想についての知識も求められるようになった。将来は一家の主婦となって家計を営む高等女学校の生徒に経済的思想の修養が必要であるという判断から、このような議論がなされたものと推察できる。

1920年代の半ば以降は、女子生徒の思想善導問題についても議論の対象となり、1925年の会議では文部省が「高等女学校生徒近時ノ思想傾向ニ関シ特ニ考慮スヘキ事項如何」を諮問し、1929年には「高等女学校ニ於ケル思想善導ノ方法及宗教心啓発ノ方案如何」が協議事項となっている。これについて、1925年の会議で岡田文部大臣は「女子ノ人格ヲ円満ニ養成スルト同時ニ、我が婦人ノ古来ノ美德タル貞淑ニシテ節操ヲ重ズル精神ヲ涵養スル」¹² 必要性について強調し、文部省督学官森岡常蔵¹³も、1920年代後半以降に新たに生じた近時の「諸思想」が「若イ青年女子ノ上ニ知ラズ識ラズノ中ニ影響スル」ことが懸念されていることから、「近時ノ思想ノ傾向」に「留意」すべき点を研究して欲しいと、諮問趣旨を説明した。

さらには、表1には示していないが、1931年以降の会議では、文部省によって「現代ノ世相ニ

鑑ミ将来ノ趨勢ヲ察シ女子教育上特ニ留意スベキ事項如何」,「高等女学校ニ於ケル公民教育ニ関シ特ニ注意スベキ事項如何」が諮問されている。これについて勝田文部大臣は¹⁴「近時最モ憂慮スベキハ思想界ノ状況デアリマス」と指摘している。ほかにも、勝田文部大臣は昭和初期における教育内容の改善を求め、教育内容の改善は単に女子教育の改善のみならず、全般に亘って教育の改善を行うべきであると指摘していた¹⁵。

このほか、後に検討する高等女学校の中学校への名称変更が1920年の会議で協議事項となり、さらに、女子の高等教育機会の拡大については1917年以降に論じられるようになった。

二 制度改革を中心とした議論

上述したように、高等女学校長会議では高等女学校の改革をめぐって様々な議論が行われたが、その内容を項目として分類すると、以下のような4項目になる。すなわち、①制度に関する事項（高等女学校の名称変更、修業年限、実科の問題など）、②教育内容に関する事項（高等女学校の学科目の水準向上、検定教科書問題など）、③高等教育に関する事項（女子高等機関の設立、女子高等教育系統の確立など）、④その他の事項（教員の待遇、教員養成機関の設立など）に分類することができる。以下、この分類ごとに主要な改善項目とそれに関する主な議論を検討する。

（一）制度に関する事項

ここでは制度的改革を中心とする議論に焦点をあてて分析を行うが、分析事項としては、①女子中学校への名称変更、②修業年限延長の問題、③実科高等女学校の廃止問題、の3点を設定する。

まず、高等女学校の女子中学校への名称変更について見ると、1920年の会議では、協議事項として「高等女学校ヲ女子中学校ト改称セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト」が初めて提起された。さらに、1925年の会議でも答申事項として「高等女学校ノ名称ヲ女子中学校ト改ムルコト」が提案された。

高等女学校の名称変更については、1925年の会議で小林盈（東京府立第三高女長）は、中学校と高等女学校の「程度ガ余程違」う現状を改めるために必要という意見と、「男子ト女子トハ自カラ異ナル」のだから現状のままでもよいという意見があったが、名称の変更を求めることで「皆一致」したと、説明している¹⁶。

上述したように、高等女学校の女子中学校への名称変更は、単なる男子中学校との名称の「同一化」を図る中学校への変更だけではなく、最終的には高等女学校の改革を求める第一歩として位置づけようとする考えであることが分かる。

なお、このような高等女学校の名称変更を要望する議論は、全国高等女学校長会議だけではなく、1926年の全国女子教育大会でも出された。すなわち、同大会で「高等女学校を女子中学と改称し且つその内容を向上せしむる方案如何」¹⁷の議案が出されている。

次に、高等女学校長会議における修業年限をめぐる主要な議論について検討する。従来は4年制・5年制の高等女学校が認められていたが、実際は4年制が多数であり、このため教育水準の向

上の観点や男子中学校との均等化の観点から5年制を原則とすることが求められたのであった。高等女学校会議における主要な論議は次の通りであった。1917年の協議事項では「高等女学校ハ修業年限五ケ年ヲ本則トシ土地ノ状況ニヨリケ年短縮スルヲ得セシムルコトノ可否」、1919年の協議事項では「高等女学校ノ修業年限ハ五カ年ヲ本体トスル件」が議論された。また、修業年限の延長に関連して、1925年の協議事項では高等女学校高等科・専攻科や他の上級学校への入学資格は「修業年限四ケ年ノ高等女学校卒業者ヲ以テ本体」とすることなどが話し合われている。

5年制については1917年の協議会で初めて要望が出され、1919年の会議においては本格的に「修業年限ハ五カ年ヲ本体」とすることが議論された。そして、1920年に行われた改正高等女学校令では、修業年限についても「五箇年又ハ四箇年トス但シ土地ノ状況ニ依リ三箇年」とすることが認められた。年限延長についての主な論議を見ると、1917年の会議で大村忠次郎（清水谷高等女学校）は、「若シ五箇年ヲ本体トシテ総テノ高等女学校ガ是ニナリマスレバ、（中略＝引用者）私ハ此普通教育ノ学校ニ於テハ初等教育、高等普通教育ノ別無く男女ノ間ニ差違アルコトハ如何ナルモノデアラウカ」¹⁸との提案理由が示された。

これらの議論を受け、1925年の会議では、「本科ノ修業年限ヲ五ケ年トシ当分四ケ年トナスヲ得ルヤウニ改ムルコト」と答申されたが、委員長小林盈（東京府立第三高等女学校長）は、高等女学校の程度を高めるためには男子の中学校と同一の年限を制度原則とすることが必要であると説明した¹⁹。この案を支持する校長も多く、平松得一（和歌山県立粉河高女長）は、年限延長は「實際ニ於テ必要」であるだけでなく²⁰、父兄も「実ハ大ニ希望」していると述べ、また大西郷（滋賀県彦根高女長）は、基本は「修業年限ヲ総テ五年」にし、「特別ノ事情ノアル土地ダケハ四年」にしてはどうかとの考えを示した²¹。

続いて、実科高等女学校の廃止問題について検討する。この問題については、1919年の会議で出された「実科高等女学校冠称廃止ノ件」の協議事項が見られるが、それ以外にあまり議論はされていない。廃止をめぐる議論が少なかった理由としては、既に拙稿で指摘したように、実科高等女学校を廃止し、高等女学校に統一すべきとの答申がまとめられたものの、実態面から見て実科高等女学校への進学希望者が少なかったことが指摘できる。これについて、1925年の会議で荻原太郎（奈良県立高田高女長）は、実科の廃止は「余程古クカラ研究サレテ居ル問題」で、1916年前後の全国高等女学校長会議において「満場一致速カニ之ヲ廃止」する決定があったと述べている²²。

以上のように、高等女学校の制度に関する問題においては、主に高等女学校の名称を男子中学校と同じく「女子中学校」へと改称し、修業年限の「五年」を本体にし、さらには実科高等女学校を廃止し、高等女学校に統一すべきであるなど、高等女学校の制度改革を強く求める声が多数意見であったことが分かる。

（二）教育内容に関する事項

次に、教育内容に関する主要な議論について検討する。高等女学校会議における主要な論議は次の3点であった。1917年の会議の協議事項として「女子ノ理科思想ヲ一層深カラシムル方法如何」、

「高等女学校ニアリテモ中学校ト同様理科ヲ奨励セラレタキコトヲ建議スルノ可否」, 1919年の会議の協議事項として「教科目選択ノ範圍ニ関スル件」などが話し合われ、第3に、1921年の会議では答申事項として「教科目及教授時間ヲ土地ノ状況ト生徒ノ志望トニヨリ増減加除選択シ得ルコトノ範圍ヲ今一層拡張スルコト」, 「個別的取扱ニ留意シ自学自治ノ良風ヲ養フコト」などがまとめられている。

このように高等女学校の教育内容に関する事項で、まず指摘できるのは、1917年の協議事項として議論された「女子ノ理科思想ヲ一層深カラシムル」など、第一次世界大戦の影響による日本の国力充実の観点から、女子の理科思想や体力の向上に期待をかけていることである。これについては、篠田利英（関東都督府旅順高等女学校長）は²³、「理科ノ必要」は「殊ニ戦後ニ於イテ理科思想ガ国民一般ニ普及シテ居ラヌヤウナコトデハ国家ノ為ニ非常ニ憂フベキコト」であると指摘し、続いて「欧羅巴諸国デ戦争中ニ理科思想」が実際の生活の中で役に立つ応用力をもったことをモデルとして、戦後の日本における理科思想の必要性を呼びかけている。

第2には、大正の自由教育の影響を受け、1921年の答申事項では「個別的取扱ニ留意」すること「自学自治ノ良風ヲ養」うことを求める声があった。さらに、1919年の協議事項では教科目及び教授時間については、高等女学校長の自由裁量を認めて施すことが議論された。

第3点を示すと、1925年の答申事項では「理科」を男子の中学校と同様に「博物、物理及化学」に改めることを提案するものが見られるなど、男子の中学校と同一レベルの教育を図るために高等女学校の教育内容の質的向上を求めるものもあった。このほかには、高等女学校のカリキュラムに関する答申が見られた。例えば、1925年の第一諮問事項答申として出された「教授要目ノ訓令タルコトヲ改メ単ニ発表ノ形式トシテ官報等ニ公示スルニ止メラレタキコト」, 「検定済教科書ノ採否ハ学校長ニ一任スルコト」²⁴などが提言している。これらのいずれも、教育現場の裁量を拡大させようとするものとして注目される。

この協議項目について、全国女子教育大会においても「高等女学校を女子中学と改称し且つその内容を向上せしむる方案如何」²⁵という議案が出されており、高等女学校の名称変更とその教育内容の水準向上をめぐる問題が当時において女子教育界における強い要望であったことが分かる。このようなことから、女子中学校への名称変更と教育内容の向上の問題は、一体のものとして、捉えられていたと言えよう。

(三) 女子高等教育に関する事項

続けて、女子高等教育に関する主要な議論の事項について検討する。この件についての主要な事項を列挙すると、1917年の協議事項では高等女学校卒業者に対して「更ニ進ンデ高等ナル教育ヲ授ケシムル途ヲ拓クノ可否」, 「時局ノ影響トシテ将来ノ女子教育ヲ如何ニスベキカ」, 1919年の協議事項では「女子高等機関ヲ設クル件」, 1921年の協議事項では「女子高等教育ノ普及ヲ徹底セシメル為速ニ完全ナル学校系統ヲ確立セラレン事」を建議すること、1922年の協議事項では「女子高等教育ノ普及ヲ徹底セシメル為速ニ完全ナル学校系統ヲ確立セラレン事ヲ」建議すること、「速

ニ女子高等教育機関ノ拡張ヲ断行セラレタキコト」が話し合われている。1929年の協議事項では「女子高等教育系統ヲ確立シ、高等教育機関ヲ増設拡張スルヤウ当局ニ要望スルコト」、1930年の協議事項では「速ニ女子教育ノ系統ヲ確立セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件」が議論されている。

以上のように、1917年以降から30年に至るまで、女子の高等教育の制度的確立をめぐる議論が活発に行われたことが確認できる。例えば、1917年に初めて高等女学校の卒業生に対して「高等ナル教育」を授ける「途ヲ拓ク」ことが議論されると同時に、「時局の影響トシテ将来ノ女子教育」の方向性を示している。これについて、明石孫太郎（北海道府立旭川高等女学校長）は、「女子ノ教育ノ機関ト云フモノ、系統的ノモノ」は「女子教育ヲ向上発展」²⁶させる問題である支持を示している。一方、野崎又太郎（岡山県立岡山高等女学校）は「女子ノ特別ナ教育、此高等女学校以上ノ教育ヲスル機関ヲ別ニ設ケル」「必要ハ今デハ少シモナイ」である反対の立場に立つ発言をしている。このように、野崎は「男子デサヘモ普通教育ハ中学デ終ツテ居ル」状況からみて女子に高等教育を施す必要はないことを説いている²⁷。

このように、1921年に入っては男女の教育上の機会の差別を撤廃するための女子の高等教育機関を設立するなどについて話し合いが行われ、1925年の会議では「速ニ女子高等教育機関ノ拡張ヲ断行」すること、1930年には「速ニ女子教育ノ系統ヲ確立」する要望が出されるようになった。すなわち、女子の教育系統の確立を最終目的とすることが主な議論内容であることが確認できる。

このように、高等女学校の高等教育に関する事項では、高等女学校を最終の教育段階として位置づけてきた今までの女子教育の欠陥を見直し、これからは女子高等教育機関を設けるなど女性の大学教育をも展望するようになった。そのためには、男子の学校系統と同一の学校系統を確立する必要があると認識し、男女教育の機会の均等をねらいとしていることが分かる。この協議事項に関連して1917年の協議会では、教頭の三輪田元道（私立三輪田高等女学校）による賛成派の発言²⁸も見られる。三輪田は、女子に大学教育を受けさせることを前提として、男子の高等学校に対する女子高等教育機関の設立を求めている。

なお、1926年の全国女子教育大会でも「女子の高等教育機関の設置を促進する方案如何」²⁹という議案で女子高等教育機関の設立問題について議論されており、この時期、女子高等教育の制度的確立は広く女子教育界の要望となっていたことが分かる。

しかし、単純な制度的な同等性ではなく、女性の特性教育論を含み、特性に配慮した高等教育大系であった点に注意しなければならない。

なお、湯川の研究によれば、1920年6月の第1回大都市高等女学校長会議では、高等女学校の高等科の議論がされている³⁰。このような、議論からも明らかのように、高等女学校高等科の改革、すなわち女子高等学校化についても議論されたのである。

（四）その他の事項

最後に、その他の事項について分析する。その他の事項としては、教員の待遇改善や教員資格に関するものが中心であった。すなわち、教員に関する主要な事項としては、1917年の協議項目で

は「公立高等女学校教員給ヲ高ムルコトヲ建議スルノ可否」, 1919年の協議事項では「職員ノ待遇ヲ高メラレタキコト」, 「目下最モ欠乏セル科目ノ中等学校教員養成機関ヲ速ニ拡張セラレンコトヲ建議スル件」, 1920年の協議事項では「国庫ヲ補給シテ高等女学校教員ヲ海外視察ニ派遣セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト」が議論の対象となった。さらに1922年の協議事項では「中等教員養成ノ機関ヲ拡張スルト同時ニ教員ノ素質ヲ一層優良ナラシムル方法ヲ講ズル様其ノ筋ニ建議スルコト」, 1927年の協議事項では「女子ノ高等教員養成ノ途ヲ講ゼラルヽヤウ建議スルノ件」, 1929年の協議事項では「高等女学校ノ教員ノ待遇ヲ向上スベキ点如何」, 「高等女学校ノ教員ノ待遇ヲ向上スベキ点如何中等教員ノ養成方法及検定法ヲ改善シ且ツ中等教員ノ資質向上ヲ図ルベキ方案如何」などが議論されていた。

上述のように, 教員問題を中心として議論された協議事項では, 主に高等女学校の教員の待遇改善と教員の資質向上についてであった。具体的には, 男子「中学校ノ教員給総額ト同等トナス」などの方策が提出されると同時に, 高等女学校の教科目の充実とレベルアップを図るための中等学校教員養成機関の設立などの要望も出された。さらに, 中等教員の資質向上を図るための中等教員の養成方法及び検定法の改善を求める動きも見られた。

例えば, 1917年の協議会で議論された協議事項について「中等教員ノ俸給令ホド不都合ナモノハナイ」³¹ という小林盈(東京府立第三高等女学校長)の主張をはじめ, 「中等学校職員俸給令ノ額ヲ高ムルコト」に「満場」一致で決定された³²ことも注目される。

このように, 最初は中等教員の待遇を高めると同時に, 資質向上を図る要望から, 1929年の会議では女子の高等教員養成が新たな事項として議論された。すなわち, 高等女学校の教員の待遇向上をはじめとするこれらの動きは, 高等女学校の教員待遇を中学校の教員と一致することにより, 高等女学校の教員の社会的地位の向上を図るものであると言える。

おわりに

本論文では, 1910年代初頭から1930年頃までに開催された全国高等女学校長会議の開催状況と主要な議題をめぐって諮問事項, 協議事項に基づいて分析した。主に, 制度・教育内容・高等教育・その他の事項の4つに分類して, 高等女学校の改革を中心とした議論について検討した。

本論文の考察結果をまとめると, 以下のようになる。制度に関する事項としては, 女子中学校への名称変更, 修業年限の延長, そして実科高女の廃止問題の3点を検討した。高等女学校の名称変更は, 本文で指摘したように, 高等女学校の水準向上と一体化したものであった。また, 修業年限については5年を「本体」にし, 特別事情がある場合のみ4年とする年限延長の方向が求められ, さらに志望者が少ない実科高女の廃止が議論されていた。次に, 教育内容の問題については, 第一次世界大戦の影響による「理科思想」の奨励, 大正自由教育の影響による「自学自治ノ良風」の育成が求められるなど, 時代の進展に即する新たな教育内容に期待が寄せられていたことが確認できる。さらには, 女子高等教育については, 社会的要求の変化とともに, 男子の高等教育制度と同等

な女子高等教育体系確立への要望がなされるとともに、一部では高等女学校高等科の女子高等学校化なども求められていた。

このような高等女学校の制度改革をめぐる様々な議論は、大正デモクラシー期の時代潮流や婦人問題の出現・興隆といった時代状況や、大正自由教育運動の展開を背景とした論議であり、1900年代初頭に形成された高等女学校の理念や制度の改革を求めるものと言える。

以上、1910年代初頭から1930年ごろにわたって開催された高等女学校長会議における議論を検討してきたが、昭和初期になると大正デモクラシー的改革論議は次第にしばんでいく。例えば、1929年の高等女学校長会議で文部大臣勝田³³は、教育の改善点として第1に教育の画一を打破し、実際化・地方化すること、第2に訓育に重きをおき、国家有為の人間を作ること、第3に勤労を尚び、経済観念を鼓吹すること。第4に、体育を盛んにし、強健不屈なる将来の国民を造ることを提起した。

本論文で考察した制度的改革論議を主体としてみると、高等女学校長会議における様々な議論は、最終的には制度としては実らず、単なる議論にとどまることとなった。上述したような制度改革は引き続き、1939年の教育審議会でも未解決の問題として議論された。すなわち、1939年の教育審議会では³⁴、中等教育に関する議論として「女子中学校と改称すること」、「修業年限と上級学校への連絡」、「学科（理数科と家事科の連関など）に関する規程」、「高等科・専攻科の取扱い」なども審議された。教育審議会における改革案も実現には至らず、その一連の改革は、戦後の教育改革において実行されることになる。

[注]

- 1 拙稿「大正期における良妻賢母理念をめぐる新たな論議～雑誌『教育時論』掲載記事を中心として～」（教育総合研究所紀要『早稲田大学教育評論』第28巻第1号に、2014年3月発行予定）。
- 2 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻5の第9課「女性と職業」（東京開成館、1926年）56頁。
- 3 井上哲次郎『女子修身教科書』、巻5の第9課「良妻賢母」（金港堂、1925年）33頁。
- 4 井上『同前書』巻5の第10課「女子の独立」42～43頁。
- 5 井上『同前書』巻5の第13課「婦人問題」84頁。
- 6 拙稿「大正デモクラシー期の高等女学校教育をめぐる改革論議—1925年の全国高等女学校論議を中心に—」（早稲田大学教育学会、第14号、2012年3月）97～104頁。
- 7 水野真知子『高等女学校の研究』（下）（野間教育研究所、2009年）、87頁。
- 8 山本礼子・福田須美子「高等女学校の研究（第三報）—高等女学校長会議を中心に—」（和洋女子大学紀要第28集（文系編）、1988年）、125頁。
- 9 『全国高等女学校長実科高等女学校長会議要項』（文部省普通学務局、1914年10月）13～14頁。
- 10 『全国高等女学校長会議要録』（文部省普通学務局、1925年11月）27頁。
- 11 『全国高等女学校長会議』（文部省普通学務局、1929年6月）13～15頁。
- 12 『全国高等女学校長会議要録』（文部省普通学務局、1925年11月）27頁。
- 13 『全国高等女学校長会議要録』（文部省普通学務局、1925年11月）87頁。
- 14 『全国高等女学校長会議』（文部省普通学務局、1929年6月）12～13頁。
- 15 文部省編纂『勝田文部大臣訓示演説』（国立国会図書館蔵、1929年9月）97頁。

- 16 『全国高等女学校長会議要録』(文部省普通学務局, 1925年11月) 138～139頁。
- 17 湯川次義『近代日本の女性と大学教育』(不二出版, 2003年) 274頁。
- 18 山本・福田「前掲論文」136頁。
- 19 『全国高等女学校長会議要録』(文部省普通学務局, 1925年11月) 141頁。
- 20 『全国高等女学校長会議要録』(文部省普通学務局, 1925年11月) 85頁。
- 21 『全国高等女学校長会議要録』(文部省普通学務局, 1925年11月) 109頁。
- 22 『全国高等女学校長会議要録』(文部省普通学務局, 1925年11月) 76頁。
- 23 『第一回全国高等女学校長協議会要録』(文部省普通学務局, 1918年11月) 53頁。
- 24 『全国高等女学校長会議要録』(文部省普通学務局, 1925年11月) 31頁。
- 25 湯川『前掲書』274頁。
- 26 『第一回全国高等女学校長協議会要録』(文部省普通学務局, 1918年11月) 58頁。
- 27 『第一回全国高等女学校長協議会要録』(文部省普通学務局, 1918年11月) 60～61頁。
- 28 『第一回全国高等女学校長協議会要録』(文部省普通学務局, 1918年11月) 62～63頁。
- 29 湯川『前掲書』274頁。
- 30 湯川『同前掲』408頁。
- 31 『第一回全国高等女学校長協議会要録』(文部省普通学務局, 1918年11月) 147頁。
- 32 『第一回全国高等女学校長協議会要録』(文部省普通学務局, 1918年11月) 157頁。
- 33 文部省編纂『勝田文部大臣訓示演説』(国立国会図書館蔵, 1929年9月) 97頁。
- 34 水野『前掲書』443～464頁。